

■新旧対照表/ABC Cooking Studio Member's Card会員規約

(赤字下線部が変更箇所)

変更前	変更後
<p>(■<u>条項 新設</u>)</p>	<p>■<u>カードレスカード条項</u></p> <p>第1条(カードレスカード)カードレスカード(以下「カードレス」とは、株式会社ABC Cooking Studio運営の料理教室ABCクッキングスタジオ(以下「甲」)の会員証であるABC Cooking Studio Member's Cardを、株式会社エービーシーキャピタル(以下「乙」)がプラスチックカードの現物に代わり、甲が提供・管理するスマートフォン端末等向けアプリケーション(以下「加盟店アプリ」)上に発行する会員証です。また、下記第2条に係るクレジット機能が承認された場合はこのクレジット機能を附帯します。</p> <p>第2条(会員)会員とは、甲所定の会員規約及び乙のABC Cooking Studio Member's Card会員規約(以下「本規約」)に同意した上で前条に係る甲への入会の申込みをし、甲が入会を許諾し乙よりカードレスの発行を受けた方をいいます。なお、カードレスにクレジット機能の附帯を希望する会員は、乙所定の申込みをし、乙の承認を得るものとし、乙において入会及びクレジットの機能の附帯のために必要な手続きを完了した日を契約成立日とします。</p> <p>第3条(カードレスの取扱い)(1)乙は、加盟店アプリ上で会員に氏名・会員番号・利用枠等の情報(以下「カード情報」)を発行・貸与します。(2)カード情報の所有権は乙に帰属します。乙から貸与を受けた本人以外はカード情報を使用できません。(3)会員は、カード情報の使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行います。会員は、理由の如何を問わずカード情報を他人に漏洩又は開示し、利用させてはなりません。(4)カード情報の使用・管理に際し会員が本条(1)(2)(3)のいずれかに違反してカード情報が不正に利用された場合、会員はその利用に基づく代金すべてにつき支払義務を負います。</p> <p>第4条(会員資格の取消)(1)会員資格の取消は、甲の会員規約等に準ずるものとし、なお、本カードレスカード条項の第1条及び第2条に係るクレジット機能の取消は、本規約「クレジット条項」に準じます。</p> <p>第5条(条項の変更)(1)本条項は、次の各号のいずれかに該当する場合、予め効力発生日を定め、本条項を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を乙ホームページにおいて公表する他、必要があるときにはその他相当な方法で会員に周知した上で、本条項を変更することができるものとします。①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。②変更の内容が本条項に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。(2)乙は、予め変更後の内容を乙ホームページにおいて公表する方法又は通知する方法(必要があるときにはその他相当な方法を含む)により会員に周知した上で、本条項を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に会員が本条項に係る取引を行ったときは、会員は変更を承諾したものとみなし、変更後の条項が適用されるものとします。</p>

■カード条項

第1条 (カード)ABC Cooking Studio Member's Card(以下「カード」)とは、株式会社エービーシーキャピタル(以下「甲」)が発行する、株式会社ABC Cooking Studio運営の料理教室ABCクッキングスタジオ(以下「乙」)の会員証とNTTドコモ(以下「丙」)の提供するdポイントカードが一体になったカードです。また、下記第2条に係るクレジット機能が承認された場合は甲のクレジット機能を附帯します。なお、dポイントカードに関する一切については、丙の規定等に準ずるものとします。

第2条 (会員)会員とは、乙所定の会員規約および甲のABC Cooking Studio Member's Card会員規約(以下「本規約」)に同意した上で前条に係る乙への入会の申込をし、乙が入会を許諾し甲よりカードの交付を受けた方をいいます。なお、カードにクレジット機能の附帯を希望する会員は、甲所定の申込をし甲の承認を得るものとし、甲において入会およびクレジット機能の附帯のために必要な手続きを完了した日を契約成立日とします。

第3条 (カードの取扱) (1)甲は前条の会員に対し、1名につき1枚のカードを発行し貸与します。カードの交付を受けた会員は直ちに当該カードの署名欄に自署します。(2)カードの所有権は甲に帰属します。甲から貸与を受けた本人以外はカードを使用できません。(3)会員はカードの使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行います。会員はカードを他人に貸与・譲渡・質入・預託してはならず、また理由の如何を問わずカードを他人に使用させ若しくは使用のために占有を移転させてはなりません。(4)カードの使用・管理に際し会員が本条(1)(2)(3)のいずれかに違反してカードが不正に利用された場合、会員はその利用に基づく代金すべてにつき支払義務を負います。(5)一体のdポイントカードについては丙と会員間のものとし、甲および乙は一切の責任を負いません。
(6)カードの返却については第6条に規定するものとします。

(省略)

第5条 (カードの再発行) カードは原則として再発行しません。ただし、紛失・盗難・毀損・滅失等のときは、会員が所定の届出をし甲が適当と認めた場合に限り再発行します。この場合、会員は手数料として1枚につき550円(税込)を負担します。

■カード条項(プラスチックカード発行型カードに関する規約 2022年3月31日をもって発行を終了)

第1条 (カード)ABC Cooking Studio Member's Card(以下「カード」)とは、株式会社エービーシーキャピタル(以下「甲」)が発行した、株式会社ABC Cooking Studio運営の料理教室ABCクッキングスタジオ(以下「乙」)の会員証(削除)です。また、下記第2条に係るクレジット機能が承認された場合は甲のクレジット機能を附帯します。(削除)

第2条 (会員)会員とは、乙所定の会員規約及び甲のABC Cooking Studio Member's Card会員規約(以下「本規約」)に同意した上で前条に係る乙への入会の申込みをし、乙が入会を許諾し、甲よりカードの交付を受けた方をいいます。なお、カードにクレジット機能が附帯されている会員は、甲において入会及びクレジット機能の附帯のために必要な手続きを完了した日が契約成立日となります。

第3条 (カードの取扱い) (1)甲は前条の会員に対し、1名につき1枚のカードを発行し貸与しています。カードの交付を受けている会員は当該カードの署名欄に自署します。(2)カードの所有権は甲に帰属します。甲から貸与を受けた本人以外はカードを使用できません。(3)会員はカードの使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行います。会員はカードを他人に貸与・譲渡・質入・預託してはならず、また理由の如何を問わずカードを他人に使用させ若しくは使用のために占有を移転させてはなりません。(4)カードの使用・管理に際し会員が本条(1)(2)(3)のいずれかに違反してカードが不正に利用された場合、会員はその利用に基づく代金すべてにつき支払義務を負います。(削除) (5)カードの返却については第6条に規定するものとします。

(省略)

第5条 (カードの再発行) カードは再発行しません。

第6条（会員資格の取消）（1）会員資格の取消は、乙の会員規約等に準ずるものとします。なお、本カード条項の第1条および第2条に係るクレジット機能の取消は、本規約「クレジット条項」に準じます。（2）会員は会員資格を取り消された場合で甲から要求があった時は速やかに自己のカードを甲に返却します。（3）会員は前項に係るカードの返却に際して、返却をするカードに一体のdポイントカードの登録、および返却後のdポイントカードの再発行については自己の責任のもと丙所定の手続きを行うものとし、甲および乙は一切の責任を負いません。

第7条（委託）甲は第3条に係るカードの発行、第4条に係る紛失等の受付、第5条に係るカードの再発行および第6条に係るカードの返却等に関する行為を乙に委託する場合があります。

（省略）

第6条（会員資格の取消）（1）会員資格の取消は、乙の会員規約等に準ずるものとします。なお、本カード条項の第1条及び第2条に係るクレジット機能の取消は、本規約「クレジット条項」に準じます。（2）会員は会員資格を取り消された場合で甲から要求があった時は速やかに自己のカードを甲に返却します。（3）会員は前項に係るカードの返却に際して、返却をするカードに株式会社NTTドコモの提供するdポイントカードが一体となっている際は、dポイントカードの登録、及び返却後のdポイントカードの再発行については自己の責任のもと株式会社NTTドコモ所定の手続きを行うものとし、甲及び乙は一切の責任を負いません。

第7条（委託）甲は（削除）第4条に係るカードの紛失等の受付、（削除）第6条に係るカードの返却等に関する行為を乙に委託する場合があります。

（省略）

■クレジット条項

第1条（会員）（1）会員とは、(追加)ABC Cooking Studio Member's Card会員が、本クレジット条項（以下「本条項」）を承認の上、株式会社エービーシーキャピタル（以下「甲」）に対し株式会社ABC Cooking Studio（以下「乙」）との反復・継続して締結する役務提供契約に基づき提供を受ける役務（以下「役務」）若しくは役務を受ける権利（以下「権利」）又は売買契約に基づき購入する商品（以下「商品」）についての売買契約及び役務提供契約（以下、総称して「売買契約等」）の締結代金（以下「代金」）を立替払いすること（以下「クレジット」）を希望した上でクレジットを申込み、甲が審査の上その申込を承認した方をいいます。申込には、甲及び乙が定める各種規約、条項に同意の上、申込手続が必要です。申込は甲及び乙が定める電磁的方法もしくは書面による手続となります。また、会員自身が署名（電磁的方法による記名および書面への記名を含む）を行った申込内容は、全て会員自身による申告とみなします。

(2)(3)(4)(5) 省略

(省略)

(新規追加)

■クレジット条項

第1条（会員）（1）会員とは、カードレスカード条項第1条及びカード条項第1条におけるABC Cooking Studio Member's Card会員が、本クレジット条項（以下「本条項」）を承認の上、株式会社エービーシーキャピタル（以下「甲」）に対し株式会社ABC Cooking Studio（以下「乙」）との反復・継続して締結する役務提供契約に基づき提供を受ける役務（以下「役務」）若しくは役務を受ける権利（以下「権利」）又は売買契約に基づき購入する商品（以下「商品」）についての売買契約及び役務提供契約（以下、総称して「売買契約等」）の締結代金（以下「代金」）を立替払いすること（以下「クレジット」）を希望した上でクレジットを申込み、甲が審査の上その申込みを承認した方をいいます。申込には、甲及び乙が定める各種規約、条項に同意の上、申込手続が必要です。申込みは甲及び乙が定める電磁的方法若しくは書面による手続となります。また、会員自身が署名（電磁的方法による記名及び書面への記名を含む）を行った申込内容は、全て会員自身による申告とみなします。

(2)(3)(4)(5) 省略

(省略)

第4条(カードレスの利用方法)(1)会員はカードレス条項1条に定める加盟店アプリを起動し、加盟店アプリに表示されたQRコードを提示し、乙がQRコードを乙設置の端末機(以下「端末機」)にて読み込みをすることでカードレス条項3条に定めるカード情報を認識し、本人認証を行います。その上で、所定の売上票と端末機に表示されている会員氏名が同一の署名(電磁的方法による記名及び書面への記名を含む)であることを確認し、「役務」若しくは「権利」又は「商品」(以下、総称して「商品等」)の提供を受けることができます。なお、甲が適当と認めた場合はQRコードの読み込みに代えて端末機の操作等所定の手続きによりクレジットを利用できる場合があります。(2)加盟店アプリが導入されているスマートフォン端末等が会員の所有するものと直ちに判断できない場合、クレジットを利用できないことがあります。(3)クレジットの利用に際しては、取引や商品等の種類、利用金額等により甲の承認を必要とする場合があります。

※以降条番が1つ繰上がり

第4条（利用方法）（1）会員は乙に本会員の証として「ABC Cooking Studio Member's Card」（以下「カード」）を提示し、所定の売上票にカード裏面と同一の署名を行うことにより「役務」若しくは「権利」又は「商品」（以下、総称して「商品等」）の提供を受けることができます。ただし、売上票上の署名がカード裏面と同一と直ちに判断できない場合、クレジットを利用できないことがあります。なお、甲が適当と認めた場合は売上票への署名に代えて乙に設置の端末機の操作等所定の手続によりクレジットを利用できる場合があります。（2）クレジットの利用に際しては、取引や商品等の種類、利用金額等により甲の承認を必要とする場合があります。

第5条（立替払委託） 省略

第6条（決済）（1）第7条の支払金（以下「分割支払金」）は、原則として毎月末日に締め切るものとし、会員は、翌月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日。以下「支払期日」）に、これを甲に弁済するものとし、なお業務上の都合により翌々月以降の27日からの弁済を甲が指示することがあります。

（2）（3）（4）（5） 省略

第7条（支払方法） 省略

第8条（早期完済の割引） 省略

第9条（遅延損害金）（1）会員は分割支払金の支払を遅滞した場合（本条（2）の場合を除く）、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該分割支払金に対し以下の年率（1年を365日とする日割り計算。以下同じ）を乗じた額の遅延損害金を支払います。①当該分割支払金に2019年7月31日以前の利用分については年20.0%、2019年8月1日以降の利用分については年14.6%を乗じた額と分割支払金合計の残金全額に法定利率を乗じた額のいずれか低い額。ただし第16条（1）⑤の取引に該当する場合を除く。（2）会員が期限の利益を喪失したときは、期限の利益を喪失した日から完済の日に至るまで分割支払金合計の残額に以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払います。①本条（1）①の取引については、分割支払金合計の残金全額に法定利率を乗じた額。

第10条（費用負担） 省略

第11条（公租公課） 省略

第12条（充当順位） 省略

第13条（手数料、利率の変更） 省略

第14条（クレジット利用の拒絶・停止） 省略

第15条（会員資格の解約・取消） 省略

第16条（期限の利益の喪失） 省略

第17条（通知書等の送付） 省略

第5条（カードの利用方法）（1）会員は乙に本会員の証としてカード条項1条に定めるカードを提示し、所定の売上票にカード裏面と同一の署名を行うことにより商品等の提供を受けることができます。但し、売上票上の署名がカード裏面と同一と直ちに判断できない場合、クレジットを利用できないことがあります。なお、甲が適当と認めた場合は売上票への署名に代えて乙に設置の端末機の操作等所定の手続によりクレジットを利用できる場合があります。（2）クレジットの利用に際しては、取引や商品等の種類、利用金額等により甲の承認を必要とする場合があります。

第6条（立替払委託） 省略

第7条（決済）（1）第8条の支払金（以下「分割支払金」）は、原則として毎月末日に締め切るものとし、会員は、翌月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日。以下「支払期日」）に、これを甲に弁済するものとし、なお業務上の都合により翌々月以降の27日からの弁済を甲が指示することがあります。

（2）（3）（4）（5） 省略

第8条（支払方法） 省略

第9条（早期完済の割引） 省略

第10条（遅延損害金）（1）会員は分割支払金の支払いを遅滞した場合（本条（2）の場合を除く）、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該分割支払金に対し以下の年率（1年を365日とする日割り計算。以下同じ）を乗じた額の遅延損害金を支払います。①当該分割支払金に（削除）年14.6%を乗じた額と分割支払金合計の残金全額に法定利率を乗じた額のいずれか低い額。但し、第17条（1）⑤の取引に該当する場合を除く。（2）会員が期限の利益を喪失したときは、期限の利益を喪失した日から完済の日に至るまで分割支払金合計の残額に以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払います。①本条（1）①の取引については、分割支払金合計の残金全額に法定利率を乗じた額。

第11条（費用負担） 省略

第12条（公租公課） 省略

第13条（充当順位） 省略

第14条（手数料、利率の変更） 省略

第15条（クレジット利用の拒絶・停止） 省略

第16条（会員資格の解約・取消） 省略

第17条（期限の利益の喪失） 省略

第18条（通知書等の送付） 省略

第18条（届出事項の変更） 省略
第19条（商品の所有権留保に伴う特約） 省略
第20条（住民票の取得） 省略
第21条（見本・カタログ等と提供内容の相違） 省略
第22条（支払停止の抗弁） 省略
第23条（反社会的勢力の排除） 省略
第24条（損害賠償） 省略
第25条（合意管轄裁判所） 省略
第26条（条項の変更） 省略

第19条（届出事項の変更） 省略
第20条（商品の所有権留保に伴う特約） 省略
第21条（住民票の取得） 省略
第22条（見本・カタログ等と提供内容の相違） 省略
第23条（支払停止の抗弁） 省略
第24条（反社会的勢力の排除） 省略
第25条（損害賠償） 省略
第26条（合意管轄裁判所） 省略
第27条（条項の変更） 省略

■個人情報の取り扱いに関する同意条項(会員カード)

第1条 (適用範囲) 本条項の適用範囲は、クレジット条項第1条におけるクレジットの希望の有無を問わず、株式会社ABC Cooking Studio運営の料理教室ABCクッキングスタジオに入会することを希望し、所定の手続きを行った上で、カード条項第1条におけるカード(以下「会員カード」)の交付を受けた方(以下「会員」)です。

第2条 (個人情報の収集・保有・利用・提供) 会員は、株式会社エービーシーキャピタル(以下「当社」)が、サービス提供に必要な範囲内で本条(1)に記載する情報(以下、総称して「個人情報」)を保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。(1)対象は、会員の氏名、性別、生年月日、電話番号、住所、その他会員が申込時に申告した情報及びその変更情報、並びにその他当社が適法かつ適正な方法により取得した情報です。(2)目的は、サービス・品質向上のための調査、個人が特定できない範囲での購入者の情報分析です。(3)当社は、本条(2)の目的を達成するための範囲内で個人情報を利用します。(4)会員は、当社が本条(2)目的を達成するための範囲内で、個人情報を提携先企業に提供し、当該提携先企業が委託目的の範囲内で利用することに同意します。

(省略)

第4条 (個人情報の共同利用について) (1)会員は当社及びグループ会社が会員カードの交付およびそれに関連する事業のために、個人情報保護措置を講じた上で(追加)個人情報を共同利用することに同意します。

○グループ会社(2021年12月現在)

株式会社ABC Cooking Studio:〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-1-1国際ビル、株式会社エービーシースタイル:〒100-0005東京都千代田区丸の内3-1-1国際ビル、ABC少額短期保険株式会社:〒100-0005東京都千代田区丸の内3-1-1 国際ビル、株式会社ABCモール:〒421-0133静岡県静岡市駿河区鎌田308
グループ会社につきましては、当社ホームページ(<https://www.abc-capital.co.jp>)をご覧ください。

(2)共同利用する個人情報の管理について責任を有する者の名称:株式会社エービーシーキャピタル

■個人情報の取扱いに関する同意条項(会員カード)

第1条 (適用範囲) 本条項の適用範囲は、クレジット条項第1条におけるクレジットの希望の有無を問わず、株式会社ABC Cooking Studio運営の料理教室ABCクッキングスタジオに入会することを希望し、所定の手続きを行った上で、カードレスカード条項第1条及びカード条項第1条におけるカード(以下「会員カード」)の交付を受けた方(以下「会員」)です。

第2条 (個人情報の収集・保有・利用・提供) 会員は、株式会社エービーシーキャピタル(以下「当社」)が、サービス提供に必要な範囲内で本条(1)に記載する情報(以下、総称して「個人情報」)を保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。(1)対象は、会員の氏名、性別、生年月日、電話番号、住所、その他会員が申込み時に申告した情報及びその変更情報、並びにその他当社が適法かつ適正な方法により取得した情報です。(2)目的は、サービス・品質向上のための市場調査、分析です。(3)当社は、本条(2)の目的を達成するための範囲内で個人情報を利用します。(4)会員は、当社が本条(2)の目的を達成するための範囲内で、個人情報を提携先企業に提供し、当該提携先企業が委託目的の範囲内で利用することに同意します。

(省略)

第4条 (個人情報の共同利用について) (1)会員は当社及びグループ会社が会員カードの交付及びそれに関連する事業のために、個人情報保護措置を講じた上で本条項第2条(1)に記載のある個人情報を共同利用することに同意します。

○グループ会社(2021年12月現在)

株式会社ABC Cooking Studio:〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-1-1国際ビル、株式会社エービーシースタイル:〒100-0005東京都千代田区丸の内3-1-1国際ビル、ABC少額短期保険株式会社:〒100-0005東京都千代田区丸の内3-1-1 国際ビル、株式会社ABCモール:〒421-0133静岡県静岡市駿河区鎌田308
グループ会社につきましては、当社ホームページ(<https://www.abc-capital.co.jp>)をご覧ください。

(2)共同利用する個人情報の管理について責任を有する者:株式会社エービーシーキャピタル 〒421-0133 静岡県静岡市駿河区鎌田308 代表取締役 横井 啓之

第5条（個人情報の開示・訂正・削除）（1）会員は当社、グループ会社（本条項第4条に記載。以下同じ）、提携先企業に対して、自己に関する個人情報（登録されている自己に関する客観的な取引事実に基づく個人情報）を法令の定めるところにより開示するよう請求できます。①当社又はグループ会社に開示を求める場合には、末尾記載の【お問い合わせ相談窓口】にご連絡下さい。（追加）②グループ会社又は提携先企業が個人情報取扱事業者にあたる場合、当該企業が保有する個人情報の開示は当該企業で行います。（2）個人情報の内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には、速やかに訂正に応じます。

（省略）

第11条（お問い合わせ相談窓口）個人情報保護に関するお問い合わせにつきましては、下記までお問い合わせ下さい。□
株式会社エービーシーキャピタル 法務・コンプライアンス室:〒100-0005東京都千代田区丸の内3-1-1 国際ビル TEL:03-5208-4511 Eメール:compliance@abc-capital.co.jp

第5条（個人情報の開示・訂正・削除）（1）会員は当社、グループ会社（本条項第4条に記載。以下同じ）、提携先企業に対して、自己に関する個人情報（登録されている自己に関する客観的な取引事実に基づく個人情報）を法令の定めるところにより開示するよう請求できます。①当社又はグループ会社に開示を求める場合には、末尾記載の【お問い合わせ相談窓口】にご連絡下さい。手続き等の詳細についてお答えいたします。②グループ会社又は提携先企業が個人情報取扱事業者にあたる場合、当該企業が保有する個人情報の開示は当該企業で行います。（2）個人情報の内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には、速やかに訂正に応じます。

（省略）

第11条（お問い合わせ相談窓口）個人情報に関するお問い合わせにつきましては、下記までお問い合わせ下さい。□
株式会社エービーシーキャピタル 法務・コンプライアンス室:〒100-0005東京都千代田区丸の内3-1-1 国際ビル TEL:03-5208-4511 Eメール:compliance@abc-capital.co.jp

■個人情報の取り扱いに関する同意条項(クレジット)

(省略)

第2条 (個人情報の収集・保有・利用・提供) 本会員および家族会員(以下、総称して「会員」)は、株式会社エービーシーキャピタル(以下「当社」)が、(追加) サービス提供、与信判断及び与信後の管理(以下「与信関連業務」)に必要な範囲内で本条(1)に記載する情報(以下、総称して「個人情報」)を保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。(1)対象は、会員の氏名、性別、生年月日、電話番号、住所、勤務先情報、その他会員が申込時に申告した情報及びその変更情報、運転免許証の番号その他本人を特定するための情報、クレジット条項の適用を受ける契約(以下「本契約」)に関する契約の種類・契約日・契約額・商品名・その数量/回数/期間・支払回数等契約内容に関する情報等、利用残高・割賦残高・年間請求予定額・支払日・完済日・延滞等支払状況に関する情報等、並びにその他当社が適法かつ適正な方法により取得した情報です。

(2)目的は、与信関連業務、サービス・品質向上のための調査、個人が特定できない範囲での購入者の情報分析(以下、総称して「与信関連業務等」)です。(3)当社は、本条(2)の目的を達成するための範囲内で個人情報を利用します。

(4)会員は、当社が本契約に関する与信関連業務の一部または全部を、当社の提携先企業に委託する場合に、個人情報を当該提携先企業に提供し、当該提携先企業が委託目的の範囲内で利用することに同意します。

第3条 (個人情報の与信関連業務等以外の利用) 会員は当社が次の目的のために、個人情報を利用することに同意します。(1)当社の与信関連業務等を主とした事業(以下「クレジット関連事業」)における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス。(2)当社のクレジット関連事業における市場調査及び商品開発。(3)当社のクレジット関連事業における宣伝物・印刷物の送付などの営業活動。(4)当社が委託を受けた事業者の営業に関する宣伝物・印刷物の送付又は電話などによる案内。なお、当社の上記事業の具体的内容は、当社のホームページ・店頭掲示などでお知らせします。

■個人情報の取扱いに関する同意条項(クレジット)

(省略)

第2条 (個人情報の収集・保有・利用・提供) 本会員及び家族会員(以下、総称して「会員」)は、株式会社エービーシーキャピタル(以下「当社」)が、クレジット条項に基づく契約(以下「本契約」)のサービス提供、与信判断及び与信後の管理(以下「与信関連業務」)に必要な範囲内で本条(1)①から⑧に記載する情報(以下、総称して「個人情報」)を保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。(1)①当社所定の申込書等(電磁的方法による手続含む)に会員が記載した、氏名、性別、生年月日、電話番号、携帯電話番号(ショートメッセージサービス(SMS)の宛先として利用される場合を含む)、住所、勤務先、年収、家族構成、住居状況、その他会員の属性に関する情報(変更後の情報を含む)②本契約に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、振替口座等の本契約の内容に関する情報③本契約に関する取引開始後の利用残高、月々の支払状況、会員との取引に関する情報④本契約に関する会員の支払能力を調査するため、又は支払途上における支払能力を調査するため、会員が申告した会員の資産、負債、収入、支出、当社が収集したクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況⑤官報で取得した破産、競売等の情報⑥当社が適正な方法で取得した住民票の写し等公的機関が発行する書類に記載された情報⑦本契約に関し、法令又は当社が必要と認めた場合に、会員等による提供された公的証明書等、本契約をする者が本人であることを確認するために得た情報⑧音声情報(電話の録音等含む)

(削除)

(2)会員は、当社が本契約に関する与信関連業務の一部又は全部を、当社の提携先企業に委託する場合に、個人情報を当該提携先企業に提供し、当該提携先企業が委託目的の範囲内で利用することに同意します。

第3条 (個人情報の与信関連業務等以外の利用) 会員は当社が次の目的のために本条項第2条(1)①から②の個人情報を利用することに同意します。(1)当社の事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス(2)当社の事業における市場調査及び商品開発(3)当社の事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業活動(4)当社が委託を受けた事業者の営業に関する宣伝物・印刷物の送付又は電話等による案内。※当社の具体的事業については当社ホームページ(<https://www.abc-capital.co.jp>)・店頭提示などでお知らせします。

第4条（個人情報の共同利用について）（1）会員は当社及びグループ会社が与信関連業務等のために、個人情報保護措置を講じた上で個人情報を共同利用することに同意します。（2）会員は当社及びグループ会社がクレジット関連事業における宣伝物・印刷物の送付などの営業活動、市場調査並びに商品開発に利用するために、個人情報保護措置を講じた上で個人情報を共同利用することに同意します。

○グループ会社（2021年12月現在）

株式会社ABC Cooking Studio:〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-1-1国際ビル、株式会社エービーシースタイル:〒100-0005東京都千代田区丸の内3-1-1国際ビル、ABC少額短期保険株式会社:〒100-0005東京都千代田区丸の内3-1-1国際ビル、株式会社ABCモール:〒421-0133静岡県静岡市駿河区鎌田308

グループ会社につきましては、当社ホームページ(<https://www.abc-capital.co.jp>)をご覧ください。
（3）共同利用する個人情報の管理について責任を有する者の名称：株式会社エービーシーキャピタル

第5条（信用情報機関の利用及び登録）

（1）（2）（3）（4）省略

（5）上記（3）に記載されている当社が加盟する個人信用情報機関に登録する情報は下記のとおりです。

○株式会社シー・アイ・シー

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報等。契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量/回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報、等。利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報、等。

第4条（個人情報の共同利用について）（1）会員は当社及びグループ会社が本条項第3条に定める目的のために、個人情報保護措置を講じた上で個人情報を共同利用することに同意します。（2）会員は当社及びグループ会社がクレジット事業における宣伝物・印刷物の送付などの営業活動、市場調査並びに商品開発に利用するために、個人情報保護措置を講じた上で個人情報を共同利用することに同意します。

○グループ会社（2021年12月現在）

株式会社ABC Cooking Studio:〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-1-1国際ビル、株式会社エービーシースタイル:〒100-0005東京都千代田区丸の内3-1-1国際ビル、ABC少額短期保険株式会社:〒100-0005東京都千代田区丸の内3-1-1国際ビル、株式会社ABCモール:〒421-0133静岡県静岡市駿河区鎌田308

グループ会社につきましては、当社ホームページ(<https://www.abc-capital.co.jp>)をご覧ください。
（3）共同利用する個人情報の管理について責任を有する者：株式会社エービーシーキャピタル 〒421-0133 静岡県静岡市駿河区鎌田308 代表取締役 横井 啓之

第5条（信用情報機関の利用及び登録）

（1）（2）（3）（4）省略

（5）上記（3）に記載されている当社が加盟する個人信用情報機関に登録する情報は下記のとおりです。

○株式会社シー・アイ・シー

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報等。契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量/回数/期間、支払回数等及び契約内容に関する情報（利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報）

第6条（個人情報の開示・訂正・削除）（1）会員は当社、グループ会社（本条項第4条に記載。以下同じ）、個人信用情報機関又は提携先企業に対して、自己に関する個人情報（登録されている自己に関する客観的な取引事実に基づく個人情報）を法令の定めるところにより開示するよう請求できます。①当社又はグループ会社に開示を求める場合には、末尾記載の【お問い合わせ相談窓口】にご連絡下さい。（追加）②個人信用情報機関に登録されている個人情報の開示は、各機関で行います。（当社ではお答えできません。）③グループ会社又は提携先企業が個人情報取扱事業者に当たる場合、当該企業が保有する個人情報の開示は当該企業で行います。（2）個人情報の内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には、速やかに訂正に応じます。（3）本契約が解約となった場合においても、本条項第2条及び第5条（2）に基づき、本契約の申込および本契約に関する個人情報を削除することはできません。

（省略）

第15条（お問い合わせ相談窓口）個人情報保護に関するお問い合わせにつきましては、下記までお問い合わせ下さい。
株式会社エービーシーキャピタル 法務・コンプライアンス室：〒100-0005東京都千代田区丸の内3-1-1 国際ビル TEL:03-5208-4511 Eメール:compliance@abc-capital.co.jp

以上

第6条（個人情報の開示・訂正・削除）（1）会員は当社、グループ会社（グループ会社につきましては、当社ホームページ(https://www.abc-capital.co.jp)をご覧ください。）、個人信用情報機関又は提携先企業に対して、自己に関する個人情報（登録されている自己に関する客観的な取引事実に基づく個人情報）を法令の定めるところにより開示するよう請求できます。①当社又はグループ会社に開示を求める場合には、末尾記載の【お問い合わせ相談窓口】にご連絡下さい。手続き等の詳細についてお答えいたします。②個人信用情報機関に登録されている個人情報の開示は、各機関で行います。（当社ではお答えできません。）③グループ会社又は提携先企業が個人情報取扱事業者に当たる場合、当該企業が保有する個人情報の開示は当該企業で行います。（2）個人情報の内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には、速やかに訂正に応じます。（3）本契約が解約となった場合においても、本条項第2条及び第5条（2）に基づき、本契約の申込み及び本契約に関する個人情報を削除することはできません。

（省略）

第15条（お問い合わせ相談窓口）個人情報に関するお問い合わせにつきましては、下記までお問い合わせ下さい。
株式会社エービーシーキャピタル 法務・コンプライアンス室：〒100-0005東京都千代田区丸の内3-1-1 国際ビル TEL:03-5208-4511 Eメール:compliance@abc-capital.co.jp

以上